

質 疑 ・ 回 答 書

令和2年 7月 28日

No.	質 疑 事 項	回 答
1	21号代価表の排水管処分ですが、10m当たり何㎡で計上されていますか。また処分先はどこで計上されていますか。ご教授ください。	排水管 VUφ250*1000mm当たりの処分見積を計上しています。また処分先については、大東衛生株式会社からの見積を採用しています。
2	12号代価表の残土処分ですが、土砂運搬で4t車を計上されていますので、特記仕様書記載の大峰の堀之内建材の残土処分4t車受け入れの見積もり価格で計上されているのでしょうか。それとも大阪府の公表単価で見ておられるのか。ご教授ください。	12号代価ではなく、25号代価の残土処分4t受入見積は、堀之内建材からの見積を採用しています。
3	45・46号代価表のごろた石敷設ですが、特記仕様書には東洋石材の見積もり採用と記載がありましたが東洋石材の見積もりではm当たりの材料費及び施工費で記載がありましたが、設計図書では㎡の計上がなされていました。どのように換算されていますか、もしくは10m当たりの材工共のm数をご教授ください。	10m当たり 0.27 m ³ です。

枚方市 総務部 契約課

TEL : 072-841-1345、 FAX : 072-841-2015

E-mail 送付先 : keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)

keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)

keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)